

一 特使用目的の建物賃貸借契約書

物件の所在地	東京都板橋区成増 1-28-9		
名称・番地	成増第5ビル	階	102号室
面積	59.8㎡ (18坪)		
用途	貸付用ビル		
賃料	(うち消費税 円)	管理費 (うち消費税 円)	円
保証金	毎月 10,000 円	共益金	円
敷金	(うち消費税 円)	金	円
その他	(うち消費税 円)		円

賃借人 **ビル開発株式会社** と、貸借人 **イリイ一企業** の間に於いて借地借家法第40条による一時使用目的の建物賃貸借契約を締結する。

第1条 貸借人は賃借人に対し次の一時使用の目的で建物を賃貸する。賃借人は下の目的以外に建物を使用してはならない。
一時使用の目的・内容 (具体的に記載する)

昆虫の飼育

第2条 賃貸借の期間は、平成23年6月1日から平成23年8月/日までとする。この期間は更新及び期間の延長はないものとする。

第3条 賃借人は、賃料を毎月末日までに翌月分を賃借人の住所に持参または送金して支払う。賃料が経済環境の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較等により不相当となった時は、賃借人は賃料の増額を請求することができる。

第4条 ガス、水道、電気その他消費電費及び小修理の費用は賃借人の負担とし、建物に内する租税公課及び建物の主要部分の修繕の費用は賃借人の負担とする。

第5条 建物は現状のまま使用するものとし、賃借人の承諾なくして、賃借権の放棄・転貸または建物の改造、添作取付、模様替えをしてはならない。

第6条 次の場合には、賃借人はなんら催告を要せず本契約を解除することができる。
1、賃料の支払いを怠つたとき
2、公共事業履行のため建物の取壊し又は使用禁止の事由が発生したとき
3、その他本契約に違反したとき

第7条 賃借人は建物の構造上、必要に応じて修繕を要する場合は、賃借人は自ら修繕し、費用を負担するものとする。

第8条 賃借人は、賃貸借終了の催告建物明け渡しの日までに、電気、ガス、水道料金を支払う義務を負う。

第9条 本契約が終了したときは、賃借人は自己の所有物を自己の費用で回収し現状に復したうえで明渡すものとする。この場合名目のいかなる間接的移転も認めない。

第10条 賃貸借期間の満了を期して賃借人が一切の引渡を拒絶して居る場合は、本契約は、賃貸借期間満了の日をもって終了する。

第11条 本契約の履行に必要と認められる場合は、賃借人は、関係法規並びに慣習に従い、必要に応じて留置権を行使する。

特約事項
賃借人の代表者: **東京信託銀行 成増支店**
(普通) 2008195 ビル開発(株) 宛

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各自署名捺印の上各一通を保有する。

平成23年5月14日 東京都知事(8)第43228号

電話 (03) 3975-1111
東京都板橋区成増1丁目1番15号

ビル開発株式会社 代表取締役 渡邊 卓三郎

氏名 住所 氏名 住所

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎

賃借人 伊川一企業 代表取締役 渡邊 卓三郎